

書 評

『船舶保険の損害対応実務』

東京海上日動火災保険株式会社 編

本書は、1970(昭和45)年刊行の『マリン査定ガイド(船舶保険・貨物保険編)』、86(昭和61)年刊行の『船舶保険の査定実務』、94(平成6)年刊行の『改訂版』船舶保険の査定実務』を実質的に改訂したものである。

前回の出版以降の28年間に生じた船舶保険を取り巻く環境の変化は、条約、法律、典型的な契約書式に関するものに限らず、国内法においても、96年に保険業法が抜本的に改正されたことにより、船舶保険に関する独占禁止法の適用除外が廃止されたこと、97年に船舶保険連盟に加盟する保険会社間における損害査定の手続きが廃止されたこと、2008年には保険契約に対する民事基本法である保険法が単行法として制定され、10年に施行された。商法の運送・海商に関する規定も18年に約120年ぶりに改正され、19年に施行された。民法(債権法)も17年に改正され、20年に施行されている。

海事クラスターの実務、教育に大いに貢献

年海上保険法の一部の規定を実質的に改正する2015年保険法が16年に施行されている。さらに代表的な海事国際条約である1976年船主責任制限条約に関しては、責任限度額を大幅に増額する1996年議定書が成立し、その後、2015年に船主責任限度額は再び大幅に増額され、わが国は、海外における船舶修繕件数の圧倒的な増加に伴う船舶修繕マーケットの変化等、海事クラスターの実務に大きな変化が生じている。

本書は、旧版刊行以降のさまざまな国内外の規程および海事クラスター実務の変化を踏まえ、現在のわが国における船舶保険の損害対応の実務に「1 事実関係の確認および損害拡大の防止」、「2 保険約款および法規に基づいて責任の判断」、「3 損害額の決定と保険金の支払い」、「4 第三者に対する求償」、「5 事故防止対策の策定と実施」について非常にわかりやすく解説しており、本章を読むと、船舶保険の損害サービス業務の全体像について具体的に理解することができる。

[評者]

金岡京子 (東京海洋大学学術研究院教授)

本書は、主として保険会社の船舶保険の損害サービス部門で活用されることを目的として執筆されているが、前記目的にとどまらず、船舶保険の他の部門に従事する実務家、海運会社で船舶の運航業務に従事する実務家、船舶の修繕および船舶検査に従事する実務家、海事法務を担当する弁護士にも大いに参考となる実務書である。また、適用される法、国際条約、国際規則、約款、海難事故対応、損害査定、保険金支払いプロセス、求償の意義について、具体的実務との関連において総合的に学べる。本書は、海商法および保険法の研究者にとっても非常に重要な実務書であり、本書を通して、研究を深めることが期待できる。さらに、海上保険、船舶の運航、造船、船舶検査等、船舶保険の損害対応実務に関係する海事クラスターにおいて将来活躍することとなる学生を教育する者にとって、本書は学生が将来の職業の土台となる重要な知識を学修できる貴重な教育書でもある。以上のとおり、海事クラスター実務、教育、研究に大いに貢献する本書を執筆された東京海上日動火災保険株式会社の久保治郎氏、渡辺佳浩氏、ご担当者の方々に心より感謝申しあげます。

(B5判)614頁、保険毎日新聞社刊、22年3月18日発行、税込9900円